

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 5 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

発行責任者の氏名
及び連絡先

担当者の氏名及び
連絡先

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 令和5年11月26日執行高知県知事選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座番号及び口座名義

金 融 機 関 名		店 舗 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名 義			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
 - 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
 - 4 この請求書を契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合はその者の本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、この請求書に契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置があるときは、その必要はありません。
 - 5 この請求書及び別紙請求内訳書には、次に掲げる事項に留意して、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を必ず記載してください。
 - (1) 発行責任者と担当者とは、同一人物でも可
 - (2) 請求書又は請求内訳書が2枚以上になる場合は、1枚ごとに記載